

添付文書

品目番号 14B2X00009130101

**2016年5月1日作成(第5版) (新記載要領に基づく改訂)
*2010年8月1日作成(第4版)

機械器具 (80)はり又はきゅう用器具
一般医療機器 再使用可能な毫鍼 JMDNコード 35207001

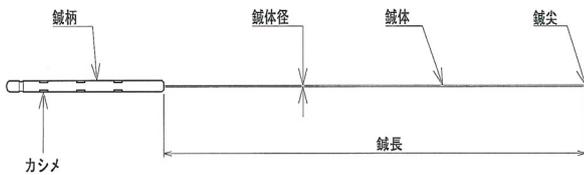
カナケンステンレス鍼

**【禁忌・禁止】

*再使用をする際は必ず滅菌消毒をすること。

【形状・構造及び原理等】

(各部の名称)



**サイズ表 ○常時対応品 △は受注生産品

線径 (φmm)	鍼長(mm) ※鍼柄は20mm共通							
	呼称	15	30	40	50	60	75	90
φ0.13	00番	△	△	△	△			
φ0.14	0番	△	○	○	△	△		
φ0.16	1番	△	○	○	○	△		
φ0.18	2番	△	○	○	○	△		
φ0.20	3番	△	○	○	○	○	△	△
φ0.22	4番	△	△	○	○	○	△	△
φ0.24	5番	△	△	○	○	○	△	△
φ0.30	8番	△	△	△	△	△	△	△
φ0.34	10番	△	△	△	△	△	△	△
φ0.38	12番	△	△	△	△	△	△	△
φ0.42	14番	△	△	△	△	△	△	△
φ0.44	15番	△	△	△	△	△	△	△

** (原理)

本品は外科的麻酔、疼痛緩和、又は他の治療効果を促進するため、末梢神経を刺激する細長く先の尖った単回使用器具であって、滅菌済みの器具をいう。本品はJIS T9301 単回使用ごうしん(毫鍼)に適合するものである。

** (仕様)

鍼体の公称線径に応じ、鍼体の中心軸方向に力を加えたとき、鍼体は鍼柄から抜けてはいけぬ。(JIS T 9301)

【使用目的又は効果】

本品ははり治療用の器具である。

【使用方法等】

- ・使用する前は滅菌消毒してからお使いください。
- ・再使用をする際は必ず滅菌消毒をすること。
- ・使用済みの針は廃棄物処理法に従い適切に処理してください。また、地方自治により廃棄方法が異なります、市区町村にご相談ください。

** (使用方法等に関する使用上の注意)

- ・刺入の深さは1/3以上残すようにしてください。
- ・この針は医科向けである。医師及びはり師以外の人は使用しないこと。
- ・使用前に、針を点検してください。湾曲や損傷のある場合は使用しないでください。
- ・針を刺入する部位はアルコール綿等でよく清拭し、刺入してください。
- ・刺入する際、針尖の異常に気づいた場合は使用しないでください。
- ・筋肉部への治療では、極度の筋硬直により、折針の危険があります。No.2(φ0.18mm)以上の太い針を使用してください。患者様の緊張を取り除き、咳などにも注意しながら施術してください。
- ・刺入した針が抜けなくなった時は、無理に抜かず、筋を弛緩させるなど処置を行い、ゆっくりと真直ぐに抜いてください。抜針時に針を曲げたり、ヒネリなどの力をかけたまま引き抜くと折針の危険があります。

**【使用上の注意】

(次の患者には慎重に適用すること)

- ・妊婦(陣痛を誘発するおそれがあります)
- ・悪性腫瘍を有する患者(腫瘍の成長、促進をさせるおそれがある)
- ・出血性疾患の患者(出血を助長させるおそれがあります)
- ・針はステンレス鋼線で作られています。ニッケル、クロム等の金属でアレルギーのある患者様には使用しないでください。

** (重要な基本的事項)

- ・灸頭鍼に使用する場合は、針柄から火のついた“もぐさ”を落し火傷をさせないよう注意すること。又、針体に直接火があたると針が曲がる原因になります
- ・本品は鍼電極低周波治療器用には使えません。
- ・金属の強度を超えた念鍼、旋回を行うと折鍼することがありますのでご注意ください。

【保管方法及び有効期間等】

<貯蔵・保管方法>

水ぬれ、直射日光、高温多湿及び化学物質等で汚染される可能性のある場所を避けて保管してください。

<有効期間・使用の期限>

有効期限は購入後7年まで。

裏面へ続く

〈包装〉

・1箱又は1袋50本入

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者:株式会社カナケン

住 所:神奈川県横浜市青葉区美しが丘2-17-39

電 話 番 号:045-901-5471

製 造 業 者:株式会社カナケン 稲城工場